新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この省令において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

（給付金の非課税等）

第二条　法第四条第一項第一号に規定する財務省令で定める給付金は、令和二年度の一般会計補正予算（第1号）における特別定額給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金とする。

2　法第四条第一項第二号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　令和二年四月分の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当（以下この項において「児童手当」という。）の支給を受ける者（同法第四条第一項第四号に係るもの（以下この号において「施設等受給者」という。）を除く。以下この号において「四月分受給者」という。）又は令和二年三月分の児童手当の支給を受ける者（施設等受給者及び四月分受給者を除く。以下この号において「三月分受給者」という。）（四月分受給者又は三月分受給者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者）

イ　給付決定日（法第四条第一項第二号に規定する給付金の給付が決定される日をいう。次号において同じ。）以前に死亡した場合　当該四月分受給者が支給を受ける令和二年四月分の児童手当の支給の対象となった児童又は当該三月分受給者が支給を受ける同年三月分の児童手当の支給の対象となった児童（ロにおいて「対象児童」と総称する。）に係る当該四月分受給者又は三月分受給者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当の支給を受ける者その他これに準ずる者

ロ　その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であって、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合　当該配偶者

二　令和二年三月分若しくは四月分の児童手当の支給の対象となった児童であって、同年三月三十一日（同年三月分の児童手当の支給の対象となった児童については、同年二月二十九日）から給付決定日までの間において児童手当法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童であるもの（以下この号において「施設入所等児童」という。）が委託されている同法第三条第三項第一号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同号に規定する里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている同法第四条第一項第四号に規定する障害児入所施設等の設置者その他これらに準ずる者

3　法第四条第一項第二号に規定する財務省令で定める給付金は、令和二年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金とする。

（指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例）

第三条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第二項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　法第五条第一項の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた同項の対価の払戻しを請求する権利に係る行事が同条第四項に規定する指定行事（以下第三項までにおいて「指定行事」という。）に該当すること。

二　法第五条第一項の個人が前号の指定行事の同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項から第四項までにおいて「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間（第三項において「指定期間」という。）内にしたこと。

2　令第三条第二項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　文部科学大臣の前項第一号に掲げる事実を証する書類で次に掲げる事項の記載があるものの写しとして同号の指定行事を行った又は行うこととしていた者（以下この項及び第四項において「指定行事主催者」という。）から交付を受けたもの

イ　当該指定行事の名称並びに当該指定行事が行われた又は行われることとされていた年月日及び場所

ロ　当該指定行事主催者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ハ　文部科学大臣が当該書類を作成した年月日及びその整理番号

二　その他参考となるべき事項

二　前号の指定行事主催者のイ及びロに掲げる事項を証する書類でハからヘまでに掲げる事項の記載があるもの

イ　前項第二号の放棄をした者の氏名

ロ　前項第二号の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額及びその放棄をした年月日（法附則第三条の規定により法第五条第一項の規定の適用を受ける場合には、法附則第三条の入場料金等払戻請求権の行使をした年月日並びに支出をした寄附金の額に相当する金額及び当該支出をした年月日）

ハ　前号イ及びロに掲げる事項

ニ　当該指定行事主催者が当該書類を作成した年月日及びその整理番号

ホ　ロに規定する入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（法附則第三条の規定により法第五条第一項の規定の適用を受ける場合には、ロに規定する支出をした寄附金の額に相当する金額）が次に掲げる寄附金の額に該当する場合には、その旨

(1)　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額

(2)　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額

(3)　租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項に規定する税額控除対象寄附金の額

ヘ　その他参考となるべき事項

3　令第三条第五項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の十八の三第二項に規定する財務省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　第一項第一号に掲げる事実

二　法第五条第三項の個人が第一項第一号の指定行事の入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にしたこと。